

## 第1-2-4図 ニッポン一億総活躍プラン（「希望出生率1.8」の実現に向けた対応策）

働き方改革	
同一労働同一賃金の実現	非正規雇用の待遇改善を図るため、ガイドラインの策定等を通じ、不合理な待遇差として是正すべきものを明示。また、その是正が円滑に行われるよう、労働関連法の一括改正。
長時間労働の是正	仕事と子育ての両立、女性のキャリア形成を阻む原因。法規制の執行を強化するとともに、労働基準法については、36（サブロク）協定の在り方について、再検討を開始。
高齢者の就労促進	65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業等に対する支援等の実施。
子育ての環境整備	
保育の受け皿整備	待機児童の解消を目指し、平成29年度末までの整備量を40万人分から50万人分に上積み。企業主導型保育の推進。
保育士の処遇改善	新たに2%相当（月額6,000円程度）の改善を行うとともに、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにしつつ、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在月額4万円ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善。なお、全産業の男女労働者間の賃金差については、女性活躍推進法や同一労働同一賃金に向けた取組を進めていく中で、今後、全体として、縮めていく。保育士についても、必要に応じて、更なる処遇改善。
多様な保育士の確保・育成	返済免除型の貸付制度の拡充、ICT等を活用した生産性向上等の総合的取組。
放課後児童クラブの整備	平成31年度末までに30万人分の追加的な受け皿整備。職員の処遇改善や業務負担軽減対策を進めるとともに、追加的な受け皿整備を平成30年度末に前倒して実現するための方策を検討。
すべての子供が希望する教育を受けられる環境の整備	
学びの機会の提供	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置など教育相談機能を強化。フリースクール等の学校外で学ぶ子供を支援。地域住民の協力及びICTの活用等による原則無料の学習支援を行う地域未来塾を平成31年度までに5000か所に拡充。
奨学金制度の拡充	無利子 残存適格者の解消と、低所得世帯の子供に係る成績基準の大幅緩和により、必要とするすべての子供たちが受給できるようにする。
	有利子 固定金利方式・金利見直し方式ともに現在の低金利の恩恵がしっかりと行き渡るようにする。特に、金利見直し方式では、ほぼ無利子となるような仕組みを検討。
	給付型 世代内の公平性や財源などの課題を踏まえ創設に向けて検討を進め、本当に厳しい状況にある子供たちへの給付型支援の拡充を図る。
	返還 所得に応じて返還額を変化させる新たな制度を平成29年度の進学者から導入。
「希望出生率1.8」に向けたその他取組	
女性活躍、結婚支援の充実、若者・子育て世帯への支援、子育てを家族で支える三世帯同居・近居しやすい環境づくり、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者等の活躍支援 等	
女性活躍	子育て等で一度退職した正社員が復職する道が一層開かれるよう、企業へ働きかけ。マザーズハローワークの拡充。ひとり親の資格取得を支援。役員候補段階の女性を対象にしたリーダー育成研修等の先進的な取組を推進。
若者・子育て世帯への支援	子育て世代包括支援センターの令和2年度末までの全国展開。不妊専門相談センターを平成31年度までに全都道府県・指定都市・中核市に配置して相談機能を強化。子どもの医療制度の在り方等に関する検討会での取りまとめを踏まえ、国民健康保険の減額調整措置について見直しを含め検討し、年末までに結論を得る。
三世帯同居・近居	大家族で、世代間で支え合うライフスタイルを選択肢として広げるための環境づくりを推進。
子供・若者等の活躍支援	困難を有する子供・若者等に対して、地域若者サポートステーション等の関係機関が連携して伴走型の支援を実施。

資料：内閣官房資料

（参考）ニッポン一億総活躍プラン

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/ichiokusoukatsuyaku/>

企業・団体等の取組に関する検討会」を開催し、地方公共団体と連携した企業・団体・大学等の取組について議論が行われた。同年12月にまとめられた提言においては、環境整備に当たっては働き方改革が重要であるとした上で、両立支援や多様な交流の機会の提供、結婚につながる活動に対する支援などの企業等における自主的な取組例や、働き方改革・子育て支援の推進、地方公共団体と連携した自主的取組に対する支援などの国・地方公共団体の支援の在り方とともに、特定の価値観や生き方を押し付けたり推奨したりしないことなど取り組むに当たっての留意点等が示された。

## 〈2017（平成29）年3月〉

### 「働き方改革実行計画」の策定 (2017年3月～)

「ニッポン一億総活躍プラン」において、一億総活躍社会に向けた最大のチャレンジと位置付けられた働き方改革については、働き方改革の実現を目的とする実行計画の策定等に係る審議に資するため、2016（平成28）年9月から、内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」が開催された。時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現などによる非正規雇用の処遇改善等をテーマに討議が行われ、2017年3月に「働き方改革実行計画」が取りまとめられた。

## 〈2017（平成29）年6月〉

### 「子育て安心プラン」の公表 (2017年6月～)

25歳から44歳の女性就業率が上昇し、その就業率と相関して保育の利用申し込み率も伸びることが見込まれることから、2017年6月に「子育て安心プラン」を公表し、2018（平成30）年度から2022（令和4）年度末までに女性就業率80%にも対応できる32万人

分の保育の受け皿を整備することとした。また、2017年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、これを前倒しし、2020（令和2）年度末までに32万人分の受け皿整備を行うこととしている。

## 〈2017（平成29）年12月〉

### 「新しい経済政策パッケージ」の策定 (2017年12月～)

少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、政府は2017年12月8日、「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定した。このうち、「人づくり革命」については、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化など、2兆円規模の政策を盛り込み、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入することで、社会保障制度を全世代型へと改革することとした。また、これらの施策の安定財源として、2019（令和元）年10月に予定されている消費税率10%への引上げによる財源を活用するとともに、子ども・子育て拠出金を0.3兆円増額することとした。

## 〈2018（平成30）年6月〉

### 人づくり革命 基本構想の策定 (2018年6月～)

人生100年時代を見据えた経済・社会システムを実現するための政策のグランドデザインに係る検討を行うための「人生100年時代推進構想会議」において、2018年6月に「人づくり革命 基本構想」が取りまとめられ、その内容が「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）に盛り込まれた。具体的には、幼児教育の無償化について、2019（令和元）年10月からの全面的な実施を目指すことや、その対象者・対象サービスの詳細等が示された。

## 〈2018（平成30）年6月〉

### 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の成立（2018年6月～）

2018年通常国会（第196回国会）において、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講じることを定めた「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）が成立した。

## 〈2018（平成30）年9月〉

### 新・放課後子ども総合プラン（2019（平成31）年4月～）

2014（平成26）年7月に策定された「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、2019年度から5年間を対象とする新たな放課後児童対策のプランを文部科学省と厚生労働省が共同で策定した。同プランでは、放課後児童クラブについて、2021（令和3）年度末までに約25万人分を整備し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023（令和5）年度末までに計約30万人分の受け皿を整備することなどを目指している。

